

第59回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

📍 開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN ー旬ー」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

📄 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

📑 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

【お土産・遊技機展示に関するお知らせ】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意および会場内の遊技機展示・飲料提供はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/6257/>



株主各位

証券コード：6257

(発送日) 2024年6月5日

(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 今山武成

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.fujimarukun.co.jp/corp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「企業・IRニュース」をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6257/teiji/>



なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市中央区本町橋 2 番31号 シティプラザ大阪 2階 「SYUN -旬-」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら郵送にてお送りしております議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

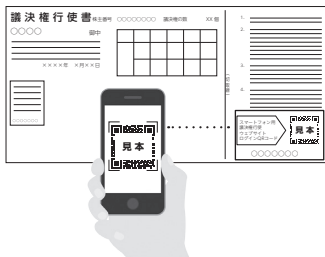
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

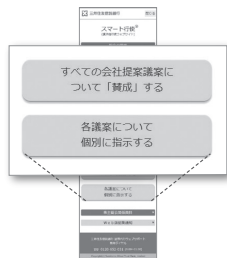
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

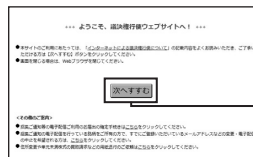
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

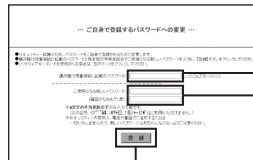
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員(7名)は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	まつもとくに お 松元邦夫	代表取締役会長	再任
2	まつもとまさ お 松元正夫	代表取締役副会長	再任
3	いまやまたけ なり 今山武成	代表取締役社長	再任
4	まつしたとも と 松下智人	取締役 専務執行役員	再任
5	とうなかのぶ ひで 當仲信秀	取締役	再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
1	まつもと くに お 松元 邦夫 (1952年12月6日生) 再任	1975年3月 当社入社専務取締役 1993年12月 当社専務取締役辞任 1997年5月 当社専務取締役 2000年3月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役会長（現任）	5,284,800株
	(取締役候補者とした理由) 長年にわたり経営トップとしてのリーダーシップと決断力で、当社を持続的に成長させてまいりました。これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	まつもと まさ お 松元 正夫 (1958年2月1日生) 再任	1976年4月 当社入社 1980年6月 当社常務取締役 1993年12月 当社常務取締役辞任 1997年5月 当社常務取締役 2004年6月 当社専務取締役 2005年6月 当社取締役副社長 2012年4月 当社代表取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役副会長（現任）	5,191,400株
	(取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の経営をリードし、豊富な経営経験と幅広い人脈を活かし、当社の発展に寄与してまいりました。今後も広い視野からの経営全般を牽引することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	いま やま たけ なり 今山 武成 (1966年2月17日生) 再任	1989年3月 当社入社 2004年4月 当社東京支店長 2007年7月 当社営業本部部長 2009年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2010年6月 当社執行役員営業本部長 2013年4月 当社執行役員開発本部長 2016年4月 当社執行役員営業本部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 (株)FJ代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2021年5月 当社代表取締役専務執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）	5,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業部門および開発部門の要職を歴任し、業績の拡大に貢献してまいりました。両部門で培った豊富な業務経験を活かし、強力なリーダーシップで今後も当社を成長に導くことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
4	まつ した とも と 松 下 智 人 (1971年2月5日生) 再任	1989年4月 当社入社 2007年7月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社執行役員開発本部副本部長 2016年4月 当社執行役員開発本部長 2018年6月 当社取締役開発本部長 2019年8月 (株)オレンジ代表取締役社長 2021年5月 (株)J F J 代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社取締役専務執行役員 開発本部、経営管理本部担当 2024年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	11,800株
(取締役候補者とした理由) 管理部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より開発本部長として当社のパチンコ・パチスロ遊技機の開発を牽引してまいりました。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	とう なか のぶ ひで 當 仲 信 秀 (1961年8月23日生) 再任	1996年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画室長 2009年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2010年6月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2022年4月 当社取締役（現任）	7,600株
(取締役候補者とした理由) 経営企画部門および管理部門の要職を歴任した後、2010年6月より管理本部長として当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの豊富な業務経験により、当社の持続的な企業価値の向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いち かわ まさ かず 市 川 雅 和	取締役 (常勤監査等委員)	再任
2	いわ まつ のぼる 岩 松 登	社外取締役 (常勤監査等委員)	再任 社外 独立
3	かわ しま いく や 川 島 育 也	社外取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立
4	ほ あし とも のり 帆 足 智 典	—	新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いちかわまさかず 市川雅和 (1961年12月25日生) 再任	1997年4月 当社入社 2003年7月 当社開発本部開発部長 2004年6月 当社執行役員開発製造本部副本部長 2016年4月 当社常務執行役員製造本部部長 2022年4月 当社執行役員社長付 2022年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	8,700株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 製造部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より常務執行役員製造本部部長として当社の製造部門を牽引し、2022年6月より常勤監査等委員を務めております。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことを期待し、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。			
2	いわまつのぼる 岩松登 (1962年2月25日生) 再任 社外 独立	1984年4月 (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 2002年4月 (株)みずほ銀行資金証券部参事役 2005年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 国際資金証券部次長 2010年4月 同行ALM部長 2013年6月 みずほ投信投資顧問(株) (現 アセットマネジメントOne(株)) 監査役 2016年10月 アセットマネジメントOne(株)取締役 (監査等委員) 2023年6月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関出身者としての専門知識と幅広い見識を有しており、その経験により独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	かわしま いくや 川島育也 (1947年5月22日生) 再任 社外 独立	1979年11月 陽光監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1981年4月 公認会計士登録 1984年6月 税理士登録 1984年6月 川島税理士事務所 (現 税理士法人川島総合事務所) 開設 (現任) 1990年7月 陽光監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年11月 プレイクスルー・サポート(株)設立代表取締役 (現任) 2009年7月 公認会計士川島育也事務所開設 (現任) 2011年12月 (株)あきんどスシロー (現 (株)FOOD & LIFE COMPANIES) 社外監査役 2012年6月 当社社外監査役 2015年12月 (株)スシローグローバルホールディングス (現 (株)FOOD & LIFE COMPANIES) 社外取締役 (監査等委員) 2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)
 公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、その経験により独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4	ほあし とも のり 帆足智典 (1982年7月23日生) 新任 社外 独立	2009年12月 弁護士登録 上原総合法律事務所入所 2014年4月 大阪法務局訟務部付 2018年4月 堀・浦野法律事務所 (現 浦野・帆足法律事務所) 入所 2021年7月 同所共同経営 (現任)	一株
---	--	--	----

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)
 弁護士としての専門的知識を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩松登氏、川島育也氏および帆足智典氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩松登氏および川島育也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって岩松登氏が1年、川島育也氏が2年となります。なお、川島育也氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、市川雅和、岩松登氏および川島育也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、帆足智典氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、岩松登氏および川島育也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、帆足智典氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

本総会終結後の各取締役のスキルマトリクス

	氏名	性別	当社における地位・ 役職および担当	企業経営 経営戦略	財務・会計	製造・開発	営業・ プロモーション	法務・リスク管理 コンプライアンス
	松元 邦夫	男性	代表取締役 会長	●		●		
	松元 正夫	男性	代表取締役 副会長	●			●	
	今山 武成	男性	代表取締役 社長	●		●	●	
	松下 智人	男性	取締役 専務執行役員	●	●	●		●
	當仲 信秀	男性	取締役	●	●			●
	市川 雅和	男性	取締役 (常勤監査等委員)	●		●		
社外 独立	岩松 登	男性	取締役 (常勤監査等委員)	●	●			●
社外 独立	川島 育也	男性	取締役 (監査等委員)	●	●			
社外 独立	帆足 智典	男性	取締役 (監査等委員)	●				●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第57回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、本議案に基づき交付される交付上限株式数の発行済株式総数に占める割合が、1事業年度当たり実質0.1%未満とその希釈化率は軽微であること、また、当社の業況およびその他諸般の事情を考慮して、妥当性について代表取締役社長の確認を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

また、当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の「4. 会社役員の状況（4）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

なお、現在の対象取締役は6名ありますが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないと意見表明を受けております。

また、対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間30,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引き締めにともなう海外景気の下振れリスクや物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に留意することが必要な状況にあるものの、雇用・所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあり、景気はこのところ足踏みもみられますが緩やかに回復しております。

パチンコホール業界におきましては、大衆娯楽として健全かつ安心・安全な遊技環境を提供することを継続して推進しているなかで、スマート遊技機（スマートパチンコ、スマートパチスロ）の普及に向けて取り組んでおります。特にスマートパチスロにつきましては、スマートパチンコに比べて導入時期が早かったことや、ゲーム性が大幅に向上したこと、および注目度の高い機種が複数発売されたこともあり、順調に設置台数が増加しております。

遊技機業界におきましては、パチンコ遊技機ではスマートパチンコの普及に課題が残るものとなりましたが、一部スマートパチンコの新規タイトルにおいて好調な稼働実績を残すタイトルがみられるようになってまいりました。一方、パチスロ遊技機ではスマートパチスロが市場を牽引する形で稼働は回復しており、当社グループを含めたパチスロメーカー各社から発売される主要な機種の多くがスマートパチスロとして発売されております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、スマート遊技機の開発促進を最重要課題としたうえで、引き続き、市場トレンドの先端を行く機種開発に取り組み、お客様に支持される遊技機を安定的に供給することにより、販売台数の確保に努めております。

当連結会計年度におきましては、パチンコ遊技機では、人気アニメ、定番ホラーシリーズ、国民的アニメなど、多様なジャンルの遊技機を新たに8機種、パチスロ遊技機では、若年層向けのタイトルを中心に新たに3機種を市場投入いたしました。なかでも、当社グループの新たな主力シリーズである「とある」シリーズはパチンコ・パチスロ遊技機で市場投入を行い、販売台数を確保するとともに、多くのファンの皆様に高い評価をいただきました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高369億83百万円（対前期比6.1%増）、営業利益48億80百万円（同25.9%増）、経常利益49億23百万円（同21.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益36億43百万円（同31.2%減）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

(パチンコ遊技機)

上半期では、新規タイトルとして「Pゴブリンスレイヤー」(2023年4月発売)、「スマパチ RAVE 覚聖ループ」(2023年6月発売)、「Pリング 呪いの7日間3」(2023年8月発売)を市場投入したほか、その他シリーズ機種などを継続販売いたしました。

また、下半期では、新規タイトルとして、「Pゲゲゲの鬼太郎 獅子奮迅」(2023年10月発売)、「スマパチ ゲゲゲの鬼太郎 獅子奮迅SP」(2023年10月発売)を同時投入したほか、「Pとある魔術の禁書目録(インデックス)2」(2023年12月発売)、「P緋弾のアリア～緋緋神降臨～ラッキートリガーVer.」(2024年2月発売)、「PFAIRY TAIL これが七炎竜の力だ」(2024年3月発売)など、その他シリーズ機種を継続販売いたしました。

以上の結果、販売台数は61千台(対前期比8.9%減)、売上高は237億41百万円(同6.1%減)となりました。

(パチスロ遊技機)

パチスロ遊技機では、「Lゴブリンスレイヤー」(2023年4月導入)が本格的に導入開始されたことに加えて、新規タイトルとして、「パチスロ 戦国†恋姫」(2023年6月発売)、「スマスロ とある魔術の禁書目録(インデックス)」(2023年10月発売)、「パチスロ 琉神-30 スイカバージョン」(2023年11月発売)を市場投入いたしました。

以上の結果、販売台数は29千台(対前期比28.1%増)、売上高は132億42百万円(同38.0%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、20億73百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得11億27百万円(パチンコ遊技機：10億98百万円、パチスロ遊技機：29百万円)などであります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2021年3月期)	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,927	29,606	34,869	36,983
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	486	△599	4,066	4,923
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	122	△1,783	5,296	3,643
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失 (△) (円)	5.49	△79.66	237.90	174.38
総 資 産 (百万円)	50,795	45,404	51,160	51,344
純 資 産 (百万円)	40,833	36,626	39,788	42,941
1株当たり純資産額 (円)	1,823.29	1,635.44	1,903.77	2,054.68

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 J F J	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社 オレンジ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社 ミラクル	10	100%	遊技機の開発、製造、販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な金融引き締めにもなう海外景気の下振れリスクや物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意することが必要な状況にあるものの、雇用・所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあり、景気の緩やかな回復が続くことが期待されます。

パチンコホール業界におきましては、新紙幣刷新にもなう設備投資への負担が生じるなど、店舗運営における経営課題は残されておりますが、大衆娯楽として健全かつ安心・安全な遊技環境を提供することを継続して推進しております。

遊技機業界におきましては、遊技機メーカーによる「スマート遊技機」の普及促進が行われているなかで、パチンコ遊技機では新しい出玉の波を創出する機能「ラッキートリガー」を搭載した機種が市場投入されるなど、市場環境の活性化への期待が見込まれております。

当社グループといたしましては、「ブランドの強化」と「経営基盤の強化」を最重点課題としたうえで、引き続き、市場トレンドの先端を行く機種開発に取り組み、お客様に支持される遊技機を安定的に供給することにより、販売台数の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 企業集団の主要な事業所 (2024年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
株式会社藤商事	本社	大阪府大阪市中央区
	名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
	東京開発事業所	東京都千代田区
	仙台支店	宮城県仙台市若林区
	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
	東京支店	東京都台東区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市東区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	青森営業所	青森県青森市
	高崎営業所	群馬県高崎市
	千葉営業所	千葉県千葉市中央区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
	金沢営業所	石川県金沢市
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
	高松営業所	香川県高松市
	熊本営業所	熊本県熊本市中央区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市	
株式会社J F J	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社オレンジ	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社ミラクル	本社	大阪府大阪市中央区

(7) 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438 (94) 名	2名減	43.14歳	14.88年

(注) 使用人数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上とともに株主の皆様へ継続的かつ安定的に利益還元を図ることを経営の最重要課題と位置づけております。これらの方針に基づき、安定配当の継続を重視したうえで業績に応じた利益還元を行うこととし、配当性向（連結）30%以上を目指しかつ、下限は1株当たり年間50円といたします。

また、内部留保金につきましては、継続的な成長力・競争力強化を図るための研究開発投資および設備投資など、有効に活用していく所存であります。

以上の方針に基づき、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当につきましては、1株につき30円とさせていただきます、すでにお支払いしております中間配当を加えた1株当たりの年間配当金は55円となります。

なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(10) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,395,500株 (自己株式3,500,154株を含む。)
- (3) 株主数 10,022名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
松 元 邦 夫	5,284,800株	25.29%
松 元 正 夫	5,191,400株	24.84%
株式会社松元ホールディングス	2,900,000株	13.87%
柳 澤 安 慶	569,200株	2.72%
藤 商 事 従 業 員 持 株 会	297,500株	1.42%
サ ン 電 子 株 式 会 社	290,800株	1.39%
松 元 恵 子	260,000株	1.24%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 6 8 6	176,600株	0.84%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	159,156株	0.76%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	115,900株	0.55%

(注) 1. 当社は、自己株式を3,500,154株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松元邦夫	代表取締役会長	
松元正夫	代表取締役副会長	
今山武成	代表取締役社長	
米田勝己	取締役専務執行役員	当社製造本部、知的財産部、情報システム部担当、(株)オレンジ代表取締役社長、(株)ミラクル代表取締役社長
松下智人	取締役専務執行役員	当社開発本部、経営管理本部担当、(株)JFJ代表取締役社長
當仲信秀	取締役	
坪本浩一郎	取締役	公認会計士
市川雅和	取締役 (常勤監査等委員)	
岩松登	取締役 (常勤監査等委員)	
川島育也	取締役 (監査等委員)	公認会計士・税理士

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、市川雅和および岩松登氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 坪本浩一郎氏、岩松登氏および川島育也氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役 岩松登氏および川島育也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査等委員である取締役 岩松登氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
 - ・ 監査等委員である取締役 川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
4. 2023年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、水嶋延和氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役である坪本浩一郎氏、岩松登氏および川島育也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 執行役員の状況

取締役 米田勝己および取締役 松下智人は、専務執行役員を兼務しております。

なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	中村敏幸	営業本部長
常務執行役員	村上和繁	経営管理本部長
常務執行役員	遠藤匡雄	製造本部長
常務執行役員	久世壮平	開発本部長
執行役員	西濱義文	情報システム部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である当該役員等が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員等に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、代表取締役社長が妥当性を確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、それぞれの取締役の職務と責任および実績に応じて支給することとしております。

b. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

当社は安定した収益の確保を目指し、経常利益を重要な経営指標としていることから、取締役の業績連動報酬についても、当該連結会計年度の経常利益を基準に総合的に勘案して支給総額を算定し、取締役会の決議事項とすることとしております。支給の時期については、毎年6月頃に賞与として支給することとしております。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務内容または経営に対する独立性を維持するため、業績連動報酬については支給していません。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、環境の変化が激しい遊技機業界において、柔軟かつ迅速な対応を優先させるため、中長期の経営計画は公表せず、単年度の経営計画のみ公表していることから、取締役の報酬についても非金銭報酬等のような中長期の業績に連動した報酬制度は導入せず、金銭報酬として基本報酬と単年度の業績に応じた業績連動報酬を支給することとしております。なお、一定額以上の経常利益を確保し、株主総会において決議いただいた報酬限度額の上限に報酬総額が達した場合、基本報酬と業績連動報酬の比率の目安は概ね7：3程度としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する基本報酬の額および業績への貢献度を踏まえた賞与の額は、報酬基準に基づく原案の作成を経営管理本部長が行い、代表取締役社長の確認を経て、最終的には取締役会で一任決議を受けた代表取締役会長が決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員全員の協議により決定してあります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	672百万円 (7)	542百万円 (7)	130百万円 (-)	7名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	35 (19)	35 (19)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	707 (26)	577 (26)	130 (-)	11 (4)

- (注) 1. 上記の表には、2023年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益としており、当該連結会計年度の経常利益を基準に総合的に勘案して、支給総額を決定しております。
当該業績指標である経常利益の当年度の実績は、4,923百万円であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第57回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第57回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長 松元邦夫に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績等への貢献度を踏まえた業績連動報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績等への貢献度を測るのに代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営管理本部長が報酬基準に基づく原案を作成し、原案の妥当性等について代表取締役社長が確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 坪本 浩一郎	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会では独立した立場から積極的に意見を述べており、意思決定に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 岩松 登 (常勤監査等委員)	2023年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会15回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
社外取締役 川島 育也 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会20回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,985	流動負債	6,723
現金及び預金	20,133	買掛金	3,896
受取手形	2,067	未払金	1,195
売掛金	2,121	未払費用	229
商品及び製品	16	未払法人税等	542
原材料及び貯蔵品	6,729	賞与引当金	603
前渡金	1,645	役員賞与引当金	130
前払費用	145	前受金	1
未収還付法人税	50	その他の	123
その他の	213		
貸倒引当金	△138	固定負債	1,679
固定資産	18,359	退職給付に係る負債	766
有形固定資産	7,480	資産除去債務	304
建物	2,578	その他の	608
構築物	102		
機械及び装置	672	負債合計	8,403
車両運搬具	14		
工具器具備品	705	純資産の部	
土地	3,152	株主資本	40,007
建設仮勘定	254	資本金	3,281
無形固定資産	872	資本剰余金	3,228
ソフトウェア	747	利益剰余金	38,183
その他の	124	自己株式	△4,685
投資その他の資産	10,006	その他の包括利益累計額	2,925
投資有価証券	5,721	その他有価証券評価差額金	2,717
出資金	119	退職給付に係る調整累計額	208
繰延税金資産	746	新株予約権	8
その他の	3,907		
貸倒引当金	△488	純資産合計	42,941
資産合計	51,344	負債・純資産合計	51,344

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,983
売上原価		17,480
売上総利益		19,502
販売費及び一般管理費		14,621
営業利益		4,880
営業外収益		
受取利息及び配当金	54	
受取賃貸料	19	
利用分量配当金	17	
固定資産賃貸料	19	
その他	27	138
営業外費用		
賃貸収入原価	4	
シンジケートローン手数料	89	
その他	0	95
経常利益		4,923
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
投資有価証券評価損	0	
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	52	56
税金等調整前当期純利益		4,870
法人税、住民税及び事業税	875	
法人税等調整額	351	1,227
当期純利益		3,643
親会社株主に帰属する当期純利益		3,643

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,916	流動負債	6,237
現金及び預金	9,952	買掛金	3,898
受取手形	527	未払金	970
売掛金	9,670	未払費用	229
商品及び製品	8	未払法人税等	269
原材料及び貯蔵品	6,653	賞与引当金	603
前渡金	1,645	役員賞与引当金	130
その他	598	その他	135
貸倒引当金	△140	固定負債	1,887
固定資産	17,148	退職給付引当金	974
有形固定資産	6,601	資産除去債務	304
建物	2,419	その他	608
構築物	105	負債合計	8,125
機械及び装置	537	純資産の部	
車両運搬具	14	株主資本	35,214
工具器具備品	686	資本金	3,281
土地	2,584	資本剰余金	3,228
建設仮勘定	254	資本準備金	3,228
無形固定資産	761	利益剰余金	33,390
ソフトウェア	747	利益準備金	14
その他	14	その他利益剰余金	33,375
投資その他の資産	9,785	固定資産圧縮積立金	6
投資有価証券	5,721	別途積立金	35,000
関係会社株式	23	繰越利益剰余金	△1,630
出資金	116	自己株式	△4,685
長期前払費用	2,826	評価・換算差額等	2,717
関係会社長期貸付金	220	その他有価証券評価差額金	2,717
繰延税金資産	382	新株予約権	8
その他	1,000	純資産合計	37,940
貸倒引当金	△505	負債・純資産合計	46,065
資産合計	46,065		

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,789
売上原価		5,113
売上総利益		16,675
販売費及び一般管理費		12,985
営業利益		3,690
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	50	
有価証券利息	3	
受取賃貸料	125	
その他	65	247
営業外費用		
賃貸収入原価	144	
貸倒引当金繰入額	1	
シンジケートローン手数料	89	
その他	0	236
経常利益		3,701
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
投資有価証券評価損	0	
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	52	56
税引前当期純利益		3,648
法人税、住民税及び事業税	177	
法人税等調整額	265	442
当期純利益		3,205

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2024年5月22日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社藤商事の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤商事及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2024年5月22日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 俊 介
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株 式 会 社 藤 商 事	監 査 等 委 員 会
常勤監査等委員	市 川 雅 和 ㊟
常勤監査等委員	岩 松 登 ㊟
監査等委員	川 島 育 也 ㊟

(注) 監査等委員岩松登及び川島育也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

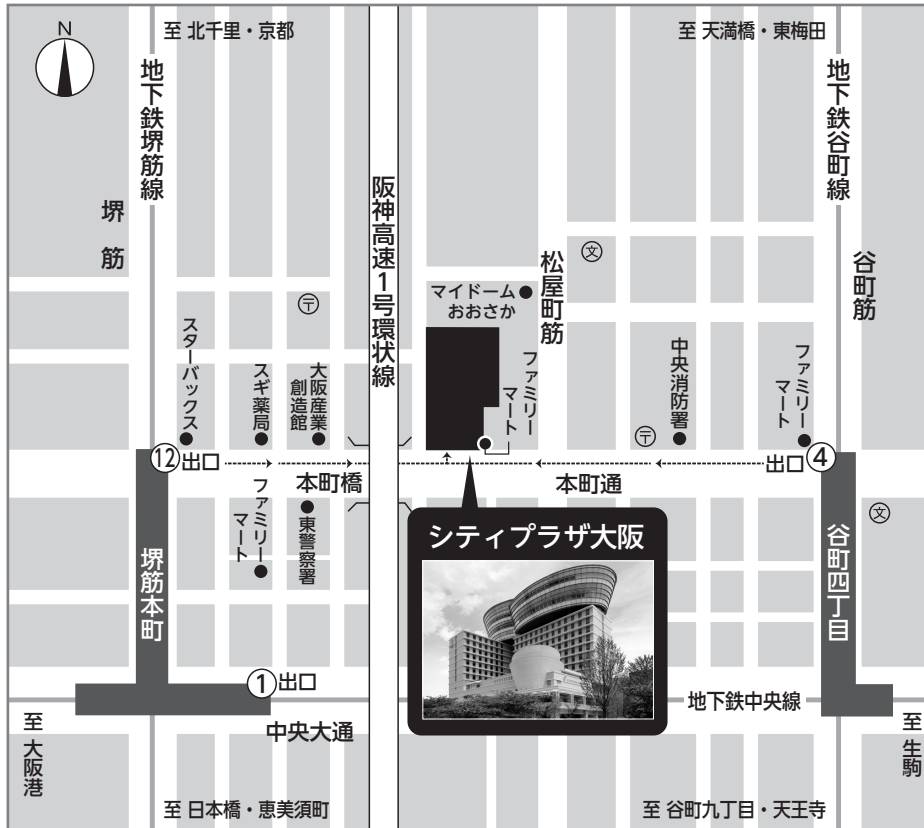
株主総会会場ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」
大阪市中央区本町橋 2番31号 TEL 06-6947-7702

交通

OsakaMetro 堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
OsakaMetro 谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分



！ 当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力是不要です！

右図を
読み取りください。

